

普通預金規定

1 （取扱店の範囲）

この預金（〔無利息型〕を含みます）は、取引店のほか当金庫のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2 （証券類の受入れ）

（1） この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れが認められる場合には、受入をお断りする場合があります。

（2） 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

（3） 証券類のうち裏書、受取文言等の必要のあるものはその手続を済ませてください。

（4） 手形、小切手を受入れるときは、複記の有無にかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

（5） 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3 （振込金の受入れ）

（1） この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れが認められる場合には、受入をお断りする場合があります。

（2） この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4 （受入証券類の決済、不渡り）

（1） 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

（2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合当金庫は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額をこの預金口座元帳から引落とし、その証券類は取引店で返却します。

（3） 前記（2）の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5 （預金の払戻し）

（1） この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印（または暗証番号を入力）してこの通帳とともに提出してください。

（2） この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

（3） 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6 （利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。ただし、無利息型普通預金には、利息をつけません。

7. （未利用口座および未利用口座管理手数料）

(1) 最終異動日（当該普通預金利息の元本の組入れ、未利用口座管理手数料（以下「管理手数料」という。）の引落しを除く）から2年以上一度も預入れ（当該普通預金利息の元本組入を除く）または払出し（管理手数料の引落しを除く）がない口座を「未利用口座」として取り扱います。

(2) 管理手数料

ア 管理手数料は、前記（1）の未利用口座が対象となります。

イ 未利用口座となった場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。発送後3か月間ご利用（預入れ、払戻し）がなく、かつ、発送後3か月を経過したの日の預金残高が10,000円に満たない場合は、払戻請求書によることなく、管理手数料の引落としができるものとします。またお支払いいただいた管理手数料は返却いたしません。

ウ 預金残高が管理手数料の額に満たないときは、預金残高元金全額を管理手数料に充当し引き落とします。

エ 管理手数料は別途定めるところによります。

(3) その他

ア この預金口座取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合においても、預金者は改定もしくは新設された手数料を負担し、手数料は前記（2）イの方法により引き落とします。

イ 前記アに拘わらず当該手数料の引落としができなかった場合、預金者に通知をすることにより当該口座を解約することができるものとします。

8 （規定の変更等）

(1) この預金規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

◎その他「預金 共通規定」をご参照ください。

以上